

2024年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社 Synspective
代表者名 代表取締役 CEO 新井 元行
(コード番号: 290A 東証グロース)
問合せ先 取締役 志藤 篤
管理部ゼネラルマネージャー
(TEL. 03-6811-1355)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024年11月14日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロースへの上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 21,304,200株
- かかる募集株式数のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係る募集株式数は19,041,200株、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下「海外募集」という。）に係る募集株式数は2,263,000株の予定であるが、最終的な内訳は、上記募集株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（2024年12月10日）に決定される予定であり、その決定については当社代表取締役に一任する。募集株式数については、2024年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。
- (2) 募集株式の払込金額 未定（2024年12月3日開催予定の取締役会において決定する予定である。）
- (3) 払 込 期 日 2024年12月18日（水曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2024年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内募集
- 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、東海東京証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社及びアイザワ証券株式会社を引受人と

して、国内募集分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行及び国内募集を中止する。国内募集が中止された場合には、海外募集も中止されるものとする。

② 海外募集

海外募集については、Nomura International plc を主幹事会社兼ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外募集分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外募集が中止された場合には、国内募集も中止されるものとする。

③ 国内募集及び下記 2. のオーバーアロットメントによる売出しの主幹事会社は、野村証券株式会社とする。

④ 国内募集、海外募集及び下記 2. のオーバーアロットメントによる売出しのグローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社とする。

- | | |
|--|---|
| (6) 発行価格 | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況等を勘案した上で、2024年12月10日に決定する予定である。） |
| (7) 申込期間
(国内) | 2024年12月11日（水曜日）から
2024年12月16日（月曜日）まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2024年12月19日（木曜日） |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 八重洲口支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項のうち、国内募集については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,195,600株（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2024年12月10日に決定される予定である。）
- (2) 売出人及び売出株式数 野村證券株式会社 3,195,600株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項を除くほか、本売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の国内募集が中止された場合には、本売出しも中止される。

3. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,195,600株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2025年1月16日（木曜日）
- (4) 払 込 期 日 2025年1月17日（金曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2024年12月10日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 八重洲口支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記2.のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。

4. 当社が指定する販売先に対する親引けの件

当社は国内募集に関し、国内募集の引受人に対し、上記1. の国内募集に係る募集株式数のうち、一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売することを要請する予定である。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりである。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
三菱電機株式会社	取得金額60億円を上限として要請を行う予定である。	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため。
ヒューリック株式会社	取得金額18億円を上限として要請を行う予定である。	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）である。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

- ① 募集株式数 普通株式 21,304,200 株（国内募集 19,041,200 株、海外募集 2,263,000 株）

最終的な内訳は、上記募集株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日に決定される。

- ② 売出株式数 普通株式 オーバーアロットメントによる売出し 3,195,600 株
(※)

- (2) 需要の申告期間 2024年12月4日（水曜日）から
2024年12月9日（月曜日）まで

- (3) 価格決定日 2024年12月10日（火曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況等を勘案した上で決定される。）

- (4) 申込期間 2024年12月11日（水曜日）から
（国内） 2024年12月16日（月曜日）まで

- (5) 払込期日 2024年12月18日（水曜日）

- (6) 株式受渡期日 2024年12月19日（木曜日）

- (※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、国内募集に伴い、その需要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又は上記のオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

上記のオーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社の株主である新井元行（以下「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式 3,195,600 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、2024年12月19日から2025年1月10日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、野村証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	86,944,950株
公募による増加株式数	21,304,200株
第三者割当増資による増加株式数	3,195,600株 (最大)
増加後の発行済株式総数	111,444,750株 (最大)

3. 増資資金の使途

国内募集における差引手取概算額 7,982 百万円（＊）については、海外募集における差引手取概算額 692 百万円（＊）及び本件第三者割当増資の手取概算額上限 1,359 百万円（＊）と併せて、全額を設備資金及び運転資金に充当する予定であります。具体的には、下記のとおりであります。

衛星の開発・製造及び関連する設備投資などを目的として 9,114.1 百万円（2025 年 12 月期に 5,737.0 百万円、2026 年 12 月期に 3,087.2 百万円、2027 年 12 月期に 289.9 百万円）を充当する予定であります。また、当社事業を継続的に発展させるためには、小型 SAR 衛星及びソリューションに係る専門性の高いエンジニアや営業人材の採用及び教育、パートナー企業との連携が重要であると認識しております。そのため人件費、研修採用費、研究開発費、業務委託費及び事業発展に伴うシステム利用料の運転資金として、920.5 百万円（2025 年 12 月期に 595.4 百万円、2026 年 12 月期に 325.1 百万円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

＊有価証券届出書提出時における想定発行価格 460 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、最近事業年度においても配当は行っておりません。今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年 1 回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開を図るため、有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記 (1) をご参照ください。

(4) 過去の決算期間の配当状況 (連結)

	2022年12月期	2023年12月期
1株当たり当期純損失 (△)	△88.42円	△20.60円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%
純資産配当率	－	－

- (注) 1. 自己資本当期純利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 当社は、2024年6月24日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。2022年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行及び上記2.のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、貸株人である新井元行、当社の株主であるスペース・エースタート1号投資事業有限責任組合、ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、清水建設株式会社、日本グロースキャピタル投資法人、白坂成功、森トラスト株式会社、協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合、Tsunagu Investment Pte. Ltd.、株式会社SMB C信託銀行(特定運用金外信託口宇宙フロンティアファンド)、Abies Ventures Fund I, L.P.、慶應イノベーション・イニシアティブ1号投資事業有限責任組合、ASエースタート1号投資事業有限責任組合、みらい創造1号投資事業有限責任組合、三菱UFJ信託銀行株式会社、芙蓉総合リース株式会社、SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合、ジャパン・コインベスト3号投資事業有限責任組合、SBI Ventures Two株式会社、日本郵政キャピタル株式会社、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、Nikon-SBI Innovation Fund、EEI4号イノベーション&インパクト投資事業有限責任組合、損害保険ジャパン株式会社、新生ベンチャーパートナーズ2号投資事業有限責任組合、ライドオン・エースタート2号投資事業有限責任組合、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、小畑俊裕、みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合、ジャフコグループ株式会社、齋藤宏文、中須賀真一、株式会社エースタート、今泉友之及びみずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合並びに当社の新株予約権者であるAbdullah Al Maruf、伊東靖簡、井ノ下明史、葛西肇、根本佳介、芝雄正、秋山郁、小野木佑、竹田亮太郎、中田実紀子、田中雅人、藤丸周士、藤田藍斗、木村詩織、野嶋大輝及び廣川二郎は、グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2025年6月16日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等(ただし、上記2.のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨を約束する書面を2024年12月10日付で差し入れる予定であ

ります。

また、上記1. の公募による募集株式発行及び上記2. のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社はグローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を約束する書面を2024年12月10日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該約束の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（日本グロースキャピタル投資法人、ジャフコ SV5 共有投資事業有限責任組合、ジャフコ SV5 スター投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合、大和ハウスグループ投資事業有限責任組合、株式会社 FEL、豊田合成株式会社、高橋直司、成毛眞、りそなキャピタル8号投資事業組合、トヨタ紡織株式会社、SP エースタート1号投資事業有限責任組合、株式会社エースタート）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2024年11月14日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。